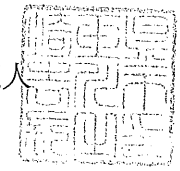
吉川市告示第２１８号

吉川市産業振興条例検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成２９年６月２９日

吉川市長　中原恵人



吉川市産業振興条例検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　本市の経済をけん引する重要な役割を担う中小企業の振興の基本方針等を定める吉川市産業振興条例（以下「条例」という。）の制定について必要な事項を検討し、及び条例の案（以下「条例案」という。）を策定するため、吉川市産業振興条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 条例案の策定に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、中小企業の振興に関し必要なこと。

２　委員会は、条例案を策定したときは、書面により市長に報告するものとする。

（組織）

第３条　委員会は、委員１０人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 中小企業団体の役員又は職員

(2) 商業、工業、農業、観光等に関する団体の役員又は職員

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

３　委員の任期は、前項の規定による委嘱の日から平成３０年３月３１日までとする。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長各１名を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことはできない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第６条　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（報償）

第７条　市は、委員が委員会に出席した場合は、日額２，０００円を支払う。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、市民生活部商工課において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

１　この要綱は、平成２９年６月２９日から施行する。

２　この要綱は、委員の任期満了の日限り、その効力を失う。